

宮崎市結核対策費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 市長は、結核の予防を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条の規定に基づき、予算で定めるところにより、学校又は施設の設置者（以下「設置者」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金対象経費及び補助率)

第2条 前条の補助金の対象となる経費は、法第58条の3に掲げる定期の健康診断（以下「定期健康診断」という。）に要する費用とし、その補助率は、設置者が定期健康診断の実施のために支弁した費用の額からその年度におけるその実施に関する収入の額を控除した額と別表に定める基準により算定された額（以下「基準算定額」という。）のいずれか低い額の3分の2とする。

(補助金交付の条件)

第3条 この補助金の交付対象となる者は、宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当しないものであること。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 補助金の交付申請は、規則第3条の規定により補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 結核対策費補助金所要額調書（様式第1号）
- (2) 定期健康診断事業計画及び所要額内訳書（様式第2号）
- (3) 経費支出予定額内訳書（様式第3号）
- (4) 歳入歳出予算（見込）書（様式第4号）
- (5) 誓約書兼同意書（様式第5号）

(申請の取下げ)

第5条 規則第6条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金の交付決定の通知を受領した日から10日を経過した日までとする。

(計画変更の申請)

第6条 補助金交付申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書に第4条第1項第1号から第4号までの書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 交付申請額が増額になる場合
- (2) 交付申請額が2割を超える減額となる場合

(実績報告)

第7条 規則第11条の規定による実績報告は、事業完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

2 規則第11条の規定により補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 結核対策費補助金精算書(様式第6号)
- (2) 定期健康診断事業精算額内訳書(様式第7号)
- (3) 定期健康診断事業経費区分別支出明細書(様式第8号)
- (4) 定期健康診断事業実績書(様式第9号)
- (5) 歳入歳出決算(見込)書(様式第10号)

(補助金の交付)

第8条 この補助金は精算払いにより交付するものとする。

(帳簿及び証拠書類の保管)

第9条 設置者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 2 月 6 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 11 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

事 項 区 分	補 助 基 準 単 価 (人/円)
健 康 診 断	1, 3 5 0